

令和5年度夏の「郷土^{ふるさと}に学び・育む青少年運動」期間中における 県青少年保護育成条例に基づく立入調査結果について

青少年を取り巻く社会環境を整備し、青少年の保護と健全な育成を図るため、**県青少年保護育成条例**に基づき、夏の「郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動」期間を重点期間とした、県内全域の対象事業者に対する立入調査を実施した。

1 調査概要

- (1) 調査期間 令和5年7月～8月
 (2) 調査人員 延べ208人
 [内訳 県126人、警察30人、その他（市町村職員、青少年育成コーディネーター等）52人]
 (3) 調査日数 延べ57日
 (4) 調査店舗数（推移） (単位：箇所)

店舗種別	R1	R2	R3	R4	R5
図書等取扱店(書店、コンビニ等)	398	488	369	477	427
質屋・古物商等(中古書籍販売店等)	61	51	48	45	55
がん具刃物等販売店	302	353	376	383	389
図書等自動販売機	17	18	10	11	5
興業場等	72	68	51	54	55
映画館	2	3	4	4	4
ゲームセンター	10	9	5	6	5
インターネットカフェ・漫画喫茶	8	5	5	6	6
カラオケボックス	52	51	37	38	40
携帯ショップ等	157	104	98	94	77
合計	1,007	1,082	952	1,064	1,008

※ 県内にある店舗を抽出し、調査している。

2 主な調査ポイント

- (1) 図書等取扱店（9条, 10条）（書店, 古書店, DVDレンタル店, コンビニ, スーパー）
- ・ 有害図書等と一般図書等の区分陳列（成人コーナー）の有無
 - ・ 青少年の有害図書等購入, 閲覧等の禁止表示（ステッカー等の貼付）の有無
- (2) 質屋・古物商等（20条, 21条）
- ・ 青少年からの買受けの制限（保護者の同意等がある場合を除く）, 年齢確認の有無
- (3) がん具刃物等販売店（12条）
- ・ 青少年への販売の制限, 年齢確認の有無
- (4) 深夜営業を行う興行場等（7条）
- ① ゲームセンター（コーナー）（風営法適用外）
 - ・ 青少年の深夜立入禁止表示, 年齢確認の有無
 - ② インターネットカフェ・漫画喫茶
 - ・ 青少年の深夜立入禁止表示, 年齢確認の有無
 - ・ フィルタリングの有無
 - ③ カラオケボックス
 - ・ 青少年の深夜立入禁止表示, 年齢確認の有無

(5) 携帯ショップ等 (26条, 26条の2)

- ・ 書面によるフィルタリングの必要性の説明実施の有無
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書の保存 (電子媒体可) の有無
- ・ 年齢確認の有無

3 主な調査結果

(1) 図書等取扱店 (9条, 10条) (書店, 古書店, DVDレンタル店, コンビニ, スーパー)

- ・ 成人男性向け図書等について, 約5割の店舗で適正な区分陳列, 青少年購入等禁止表示が行われていなかった。
- ・ 成人女性向け図書等について, 一部の店舗で適正な区分陳列, 青少年購入等禁止表示が行われていなかった。

【令和5年度立入調査における成人向け図書等の取扱い, 区分陳列, 購入禁止表示状況】

調査店舗 (a)	成人男性向け図書等				成人女性向け図書等			
	取扱いなし(b)	取扱いあり(c)	区分陳列(d)	青少年購入等禁止表示(e)	取扱いなし(f)	取扱いあり(g)	区分陳列(h)	青少年購入等禁止表示(i)
427	135	292	78	77	404	23	19	16
調査店舗に対する割合※1	(b+d) / a		49.9%		(f+h) / a		99.1%	
	(b+e) / a			49.6%	(f+i) / a			98.4%
取扱い店舗に対する割合※2	d / c		26.7%		h / g		82.6%	
	e / c			26.4%	i / g			69.6%

※1 調査店舗のうち, 成人向け図書等の取扱いがない店舗又は区分陳列 (青少年購入等禁止表示) を行っている店舗の割合

※2 取扱いのある店舗のうち, 区分陳列 (青少年購入等禁止表示) を行っている店舗の割合

【参考: 過去5年間の実施率の推移】

(単位: %)

項目		R1	R2	R3	R4	R5
成人男性向け	取扱いなし又は区分陳列	98.7	63.5	65.3	45.3	49.9
	取扱いなし又は購入等禁止表示	98.2	62.7	64.8	44.9	49.6
成人女性向け	取扱いなし又は区分陳列	94.7	89.3	95.7	96.9	99.1
	取扱いなし又は購入等禁止表示	95.2	89.1	95.7	97.1	98.4

(2) 質屋・古物商等 (20条, 21条)

- ・ 調査した質屋・古物商等55店舗のうち, 全ての店舗で年齢確認が行われていた。(実施率: 100%)
- ・ 保護者の同意等がある場合に青少年からの買受けを行う9店舗すべてにおいて, 同意等の確認が行われていた。(実施率: 100%)

【実施率の推移】

(単位: %)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
保護者の同意等確認の実施	90.3	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) がん具刃物等販売店 (12条)

- ・ 調査した有害がん具刃物等販売店152店舗のうち135店舗で販売時の年齢確認が行われていた。(実施率: 88.8%)
 - ・ その他商品との区分陳列 (一括管理) も143店舗で行われていた。(実施率: 94.1%)
- ※ 要望事項 (条例への規定なし)

【実施率の推移】

(単位: %)

項目	R1	R2	R3	R4	R5
年齢確認	94.7	96.8	97.3	88.3	88.8
区分陳列	96.0	97.5	98.0	89.0	94.1

(4) 深夜営業を行う興行場等（7条）

ア ゲームセンター（コーナー）

- ・ 調査した深夜営業を行う風営法適用外のゲームセンター（コーナー）1店舗において、青少年の深夜立入禁止表示及び年齢確認は適切に行われていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
青少年の深夜立入禁止表示	100.0	88.9	100.0	100.0	100.0
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ インターネットカフェ・漫画喫茶

- ・ 調査した深夜営業を行うインターネットカフェ・漫画喫茶6店舗すべてにおいて、青少年の深夜立入禁止表示が行われていた。（実施率：100%）
- ・ 年齢確認についても、6店舗すべてにおいて行われていた。（実施率：100%）
- ・ インターネット利用機器を設置する5店舗すべてにおいて、青少年使用時のフィルタリングによるインターネットアクセス制限対策が行われていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
青少年の深夜立入禁止表示	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
フィルタリング導入	62.5	100.0	80.0	66.7	100.0

ウ カラオケボックス

- ・ 調査した深夜営業を行うカラオケボックス40店舗のうち38店舗において、青少年の深夜立入禁止表示が行われていた。（実施率：95.0%）
- ・ 年齢確認については40店舗すべてにおいて行われていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
青少年の深夜立入禁止表示	97.9	97.9	97.0	100.0	95.0
年齢確認	95.8	97.9	100.0	100.0	100.0

(5) 携帯ショップ等（26条，26条の2）

- ・ 調査した携帯ショップ等77店舗のうち76店舗において、書面によるフィルタリングの必要性の説明が行われていた。（実施率：98.7%）
- ・ フィルタリングサービス等不要申出書（電子媒体可）の保存は、77店舗のうち76店舗において行われていた。（実施率：98.7%）
- ・ 年齢確認については77店舗すべてにおいて行われていた。（実施率：100%）

【実施率の推移】

（単位：％）

項 目	R1	R2	R3	R4	R5
フィルタリングの必要性に関する書面による説明	98.7	100.0	100.0	100.0	98.7
不要申出書の適正な保存	96.2	100.0	99.0	100.0	98.7
年齢確認	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

4 調査結果のまとめ

(1) 図書等取扱店において、

- ・ 成人男性向け図書等の区分陳列、青少年購入等禁止表示が約5割の店舗で行われていない
- ・ 成人女性向け図書等については、区分陳列、青少年購入等禁止表示が一部店舗において適切に実施されていない

という傾向が見受けられた。

いずれも、成人コーナーの撤廃後に一般図書コーナーへ有害図書等が混在しており、各店舗での有害図書等への認識が不十分である状況が見受けられた。

(2) がん具刃物等を販売する一部の店舗において、取り扱うナイフや性的がん具が、有害がん具刃物等である認識が不十分である状況が見受けられた。

(3) その他の調査対象店舗については、著しく青少年に悪影響を与えているような問題点は認められず、概ね良好であったが、一部の店舗において以下のような問題点があった。

- ・ 深夜営業を行う一部のカラオケボックスにおいて、青少年の深夜立入禁止表示が行われていない店舗がある。
- ・ 携帯ショップ等1店舗において、フィルタリングの必要に関する書面による説明や、不要申出書の適正な保存が行われていなかった。

不適切な取扱いを行っている店舗に対しては、チラシの配布や再調査を行うなどして、引き続き改善を促していく。